別紙様式第23号(第47条第1項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年　　月　　日

財務(支)局長　殿

※登録番号　　財務(支)局長　第　　号

(郵便番号　　―　　)

住　　所

電話番号(　　)　　―

商　　号

又は名称

氏　　名

(法人等にあっては、代表者の役職氏名)

前払式支払手段の発行に関する報告書

1. 発行等の概要

基　準　日	年　月　日	
基　準　期　間	年　月　日から 年　月　日まで	
前基準日未使用残高		円
基準期間の発行額		円
基準期間の回収額		円
基準日未使用残高 うち(法附則第11条第4項の供託対象外未使用残高)		円 (　　円)
基準日未使用残高に係る発行保証金の額		円

(記載上の注意)

1. 第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。
2. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
3. 「基準期間の発行額」は、発行した前払式支払手段の販売価格の合計額ではなく、当該前払式支払手段を使用して代価の弁済に充てることのできる金額の合計額を記載すること。
4. 「基準期間の回収額」は、回収した前払式支払手段の販売価格の合計額ではなく、当該前払式支払手段を使用して対価の弁済に充てられた金額(有効期限の到来その他の理由により代価の弁済に充てられなくなった金額、法第20条第1項の規定による払戻しの手続から除斥された者に係る前払式支払手段(当該払戻しの手続に係るものに

限る。)の未使用残高及び法第31条第1項の権利の実行の手続から除斥された者に係る前払式支払手段(当該権利の実行の手続に係るものに限る。)の未使用残高を含む。)の合計額を記載すること。

5. 物品等又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される前払式支払手段について、基準期間の末日における役務等の提供価格に変動があった場合は洗い替えを行うこと。

6. 「基準日未使用残高に係る発行保証金の額」は、現に供託している発行保証金の額、発行保証金保全契約において供託されることとなっている金額及び発行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産の額の合計額を記載すること。

7. 法第29条の2第1項の規定の適用を受けている場合で、同項の届出書を提出した日の翌日の属する基準期間が特例基準日(同条第2項に規定する特例基準日をいう。以下この様式において同じ。)の翌日から次の通常基準日(同条第2項に規定する通常基準日をいう。以下この様式において同じ。)までの期間であるときは、当該通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間を「基準期間」として記載し、これに応じた「基準期間の発行額」及び「基準期間の回収額」を記載すること。また、「前基準日未使用残高」は、当該特例基準日の直前の通常基準日における未使用残高を記載すること。

(第2面)

2. 前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類別の状況　　(単位：円)

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	支払可能金額	基準期間		未使用残高
			発行額	回収額	
	(紙型) (磁気型) (IC型) (サーバ型)		小計	小計 ＜　　＞	小計
【法附則第11条第4項該当の前払式支払手段】					
	(紙型) (磁気型) (IC型) (サーバ型)		小計	小計 ＜　　＞ (　　)	小計 (　　)
			計	計 ＜　　＞	計

(記載上の注意)

1. 「前払式支払手段の仕様等」は、金額又は金額以外の物品等の数量表示の別、残高減算型又は引換え型の別及び加算型の場合はその旨を記載すること。
2. 「基準期間」の「回収額」の＜　＞書きは、代価の弁済に充てられなくなった金額、法第20条第1項の規定による払戻しの手続から除斥された者に係る前払式支払手段(当該払戻しの手続に係るものに限る。)の未使用残高及び法第31条第1項の権利の実行の手続から除斥された者に係る前払式支払手段(当該権利の実行の手続に係るものに限る。)の未使用残高を内書きで記載すること。
3. 「法附則第11条第4項該当の前払式支払手段」の(　)書きは、供託対象外発行者が法附則第11条第4項に基づき供託対象外とする前払式支払手段に係る未使用残高を記載すること。
4. 「サーバ型」とは、法第3条第1項第1号又は第2号に規定する前払式支払手段のうち、当該前払式支払手段に係る金額情報が、前払式支払手段発行者の管理するセンターサーバに記録され、利用者に対して交付されるIDやIDと一体となって交付される書面、カード等には、価値情報が記録されていないものをいう。
5. 法第29条の2第1項の規定の適用を受けている場合で、同項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日の翌日から次の通常基準日までの期間であるときは、当該通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間を「基準期間」とし、これに応じた「発行額」及び「回収額」を記載すること。
6. 不要な字句は消して使用すること。

(第3面)

3. 現に供託している発行保証金の内容(供託所名　　)

イ. 金銭の場合

供託番号	供託金	供託者名
	円	

ロ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

ハ. 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価率	評価額
		円	%	円

(記載上の注意)

1. 「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

2. 法第14条第1項に基づき、新たに供託を行った場合は、供託書正本の写しを添付すること。

3. 発行保証金の取戻しをした場合であって、当該取戻しが内渡しであるときは、当該内渡しに係る供託金の額又は供託した債券の名称、枚数、総額面及び券面額(振替国債については、その銘柄及び金額)に関する事項につき証明を受けたことを証する書類を添付すること。

4. 現に締結している発行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契 約 金 額
			円

(記載上の注意)

従前の発行保証金保全契約の内容を変更し、又は更新した場合は、当該変更若しくは更新に係る契約書又は当該変更若しくは更新をした旨を証する書面の写しを添付すること。

5. 現に締結している発行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 (年 月 日現在)

(記載上の注意)

1. 従前の発行保証金信託契約の内容を変更し、又は更新した場合は、当該変更若しくは更新に係る契約書又は当該変更若しくは更新をした旨を証する書面の写しを添付すること。

2. 信託会社等が発行する信託財産の額を証明する書面を添付すること。